

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

○平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充当し、その用途を明示することになりました。

○平成30年度島牧村一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況は下表のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

11,700 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

35,044 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区 分	事 業 名	平成 30 年度 当 初 予 算 額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国庫支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉協議会 運営助成事業	25,805				7,800	18,005
社会福祉	居宅介護支援センター 運営費助成事業	9,239				3,900	5,339

※平成30年度の地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、平成28年度の地方消費税交付金決算額の割合で算出しています。